

©東京新聞



高齢者の爪切りは、介護現場でよく行われるケアのひとつです。

## Dr. 松井英男の在宅医療のカルテ



### 爪のケア

二〇〇五年の厚生労働省の通達で、爪切り自体は医療行為ではないと解釈されました。医療行為が行えない介護職員が行っても問題ありません。しかし、これは、あくまで「正常な爪」の場合。高齢者の爪は正常であることは少ないので、医師への依頼も多いのです。例えば、分厚く変形した「肥厚爪」を切るのは難しく、当院ではグラインダーで処置します。爪を削り、よい形にするわけで、ガラスや金属を加工する道具を用います。このような処置は、靴下をはくときにひっかからな

## 切らずに削って処置



グラインダーで爪を削る＝川崎市で

いようにする、隣の指がけがをしないようにする、などを目的として日ごろ行われます。かつて、「爪切り事件」が話題になりました。病院で看護師が寝たきりの患者の爪を切ったところ、けがを負わせてしまい、高齢者の虐待、傷害罪の容疑

で逮捕されたショックな事件です。結局、看護師は故意ではなく、必要に感じで行った結果が外傷につながってしまった、ということが無罪となりました。このような事例があったため、介護現場では爪切りに対して慎重になっている

ことも事実です。医療や介護の現場では、よかれと思ってやったことが、患者の不利益につながってしまったこともあります。特に医療行為は、患者の体に影響を与える可能性もあり、それだけにわれわれには慎重な姿勢が求められます。

介護と医療の連携をスムーズに行うためにも、各人がプロフェッショナルな意識をもって気持ちよく仕事をしたいものです。

(川崎高津診療所院長)

次回(八月十四日)掲載